



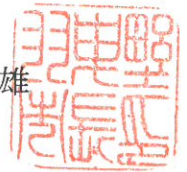
羽曳野市告示第 229 号

羽曳野市営駐車場使用料徴収事務委託について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、羽曳野市営駐車場使用料徴収事務を下記の者に委託したので、同条第 2 項及び羽曳野市財務規則（平成 5 年羽曳野市規則第 24 号）第 40 条第 2 項の規定により告示する。

平成 30 年 8 月 31 日

羽曳野市長 北川 嗣 雄



1. 古市駅西駐車場

(1) 委託した者の住所、氏名

大阪市西区立売堀 1 丁目 6 番 17 号

アマノマネジメントサービス株式会社 大阪支店 支店長 和歌 朋彦

(2) 委託した事務の範囲

羽曳野市営駐車場使用料徴収事務

(3) 委託した期間

平成 30 年 9 月 1 日から平成 35 年 8 月 31 日まで

(4) 収納の方法

羽曳野市が指定する方法

(5) 履行場所

羽曳野市栄町 339 番地 1 古市駅西駐車場